

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第4項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第95条の6第1項及び第2項（免許証等の有効期間）、第101条の2第1項及び第5項（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項から第3項まで（70歳以上の者の特例）</p> <p>道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）、第37条の6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）</p> <p>道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）、第29条の2（免許証等の更新の申請等）</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則第1条（講習の基準）、第2条（講習の基準）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）</p>
<p>標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）</p>
<p>申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地为管轄する警察署の交通窓口（秋田市内での手続きは運転免許センター）</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第一係 （電話 018-863-1111 内線 735-221）</p>
<p>備 考：</p>